

放課後児童クラブガイドラインについて

趣旨・目的

- 子育てと仕事の両立支援に対するニーズの増大を背景に、放課後児童クラブ数が年々増加していることから、クラブを生活の場としている子どもの健全育成を図ることを目的として、補助金の交付・不交付を問わず、クラブとして望ましい運営内容を目指すためのガイドラインを国において初めて策定。
- 本ガイドラインを参考に、各クラブにおいて定期的に自己点検を行うなどにより資質の向上を図る。

ガイドラインの概要

「放課後児童クラブガイドラインについて」(平成19年10月19日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

1. 対象児童

- ・ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年の就学児童。
- ・ その他健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の小学部及び小学校4年生以上)

2. 規模

- ・ 集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。
- ・ 1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること。

3. 開所日・開所時間

- ・ 子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮。
- ・ 土曜日、長期休業期間等は、保護者の就労実態等を踏まえて8時間以上開所。
- ・ 新1年生については、保育所との連続を考慮し4月1日より受け入れること。

4. 施設・設備

- ・ 専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。
- ・ 子どもが生活するスペースについては児童1人当たり1.65㎡以上が望ましい。なお、体調が悪い時等に休息できる静養スペースを確保すること。
- ・ 施設・設備は衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えること。

5. 職員体制

- ・ 放課後児童指導員を配置すること。
- ・ 放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。

6. 放課後児童指導員の役割

- ・ 子どもの人権の尊重、個人差への配慮、体罰等の禁止、プライバシー保護等に留意のうえ、次の活動を行うこと。
 - ① 子どもの健康管理、出席確認等の安全確保、情緒の安定を図る。
 - ② 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培う。
 - ③ 子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。
 - ④ 基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせる。
 - ⑤ 活動内容について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行う。
 - ⑥ 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応。
 - ⑦ その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行う。

○その他

7. 保護者への支援・連携

- ・ 保護者自身が互いに協力して子育ての責任を果たせるよう支援。

8. 学校との連携

- ・ 学校、放課後子ども教室との連携を図る。

9. 関係機関・地域との連携

10. 安全対策

11. 特に配慮を必要とする児童への対応

12. 事業内容等の向上について

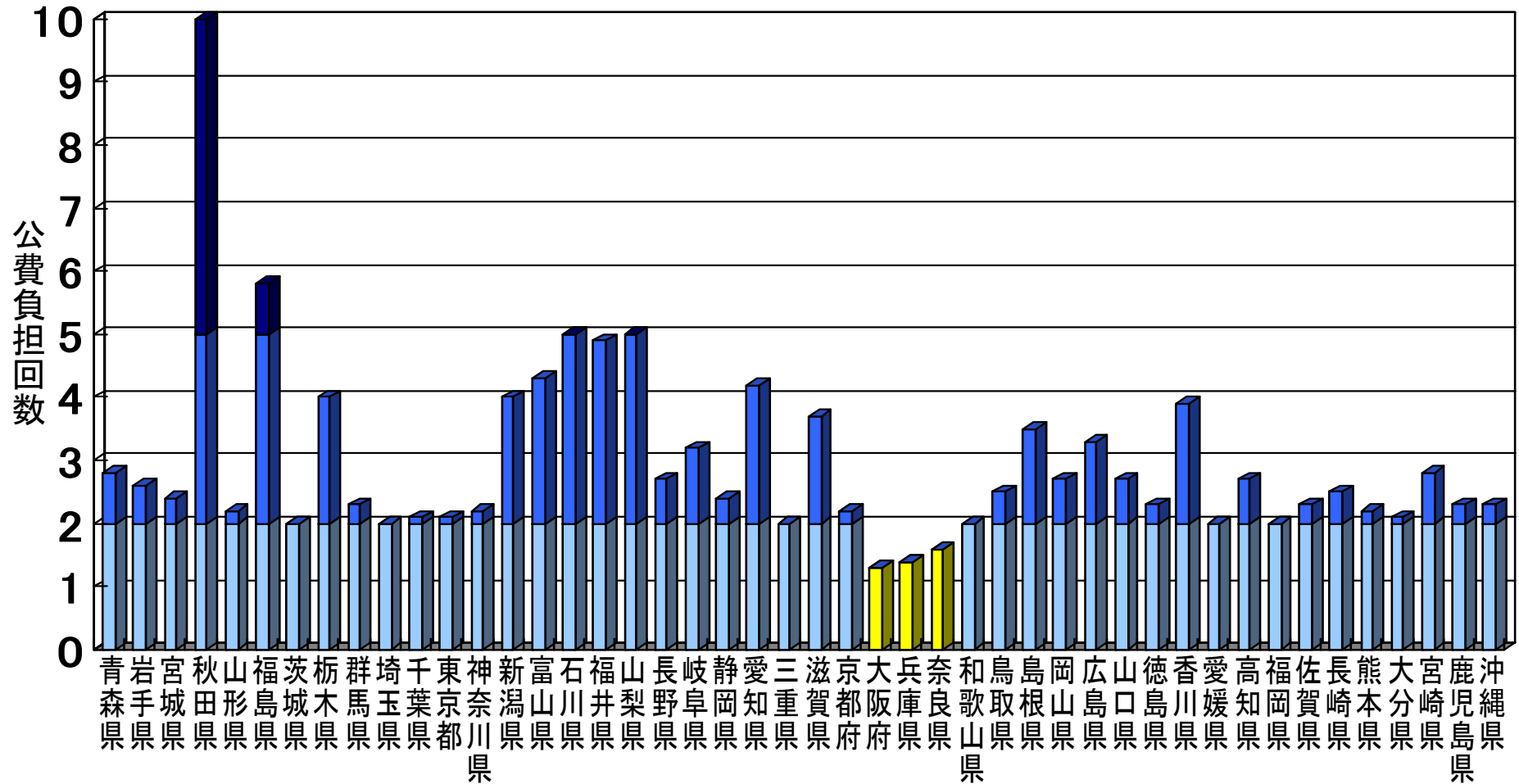
- ・ クラブは、事業内容について定期的に自己点検、自ら事業内容向上に努める。

13. 利用者への情報提供等

14. 要望・苦情への対応

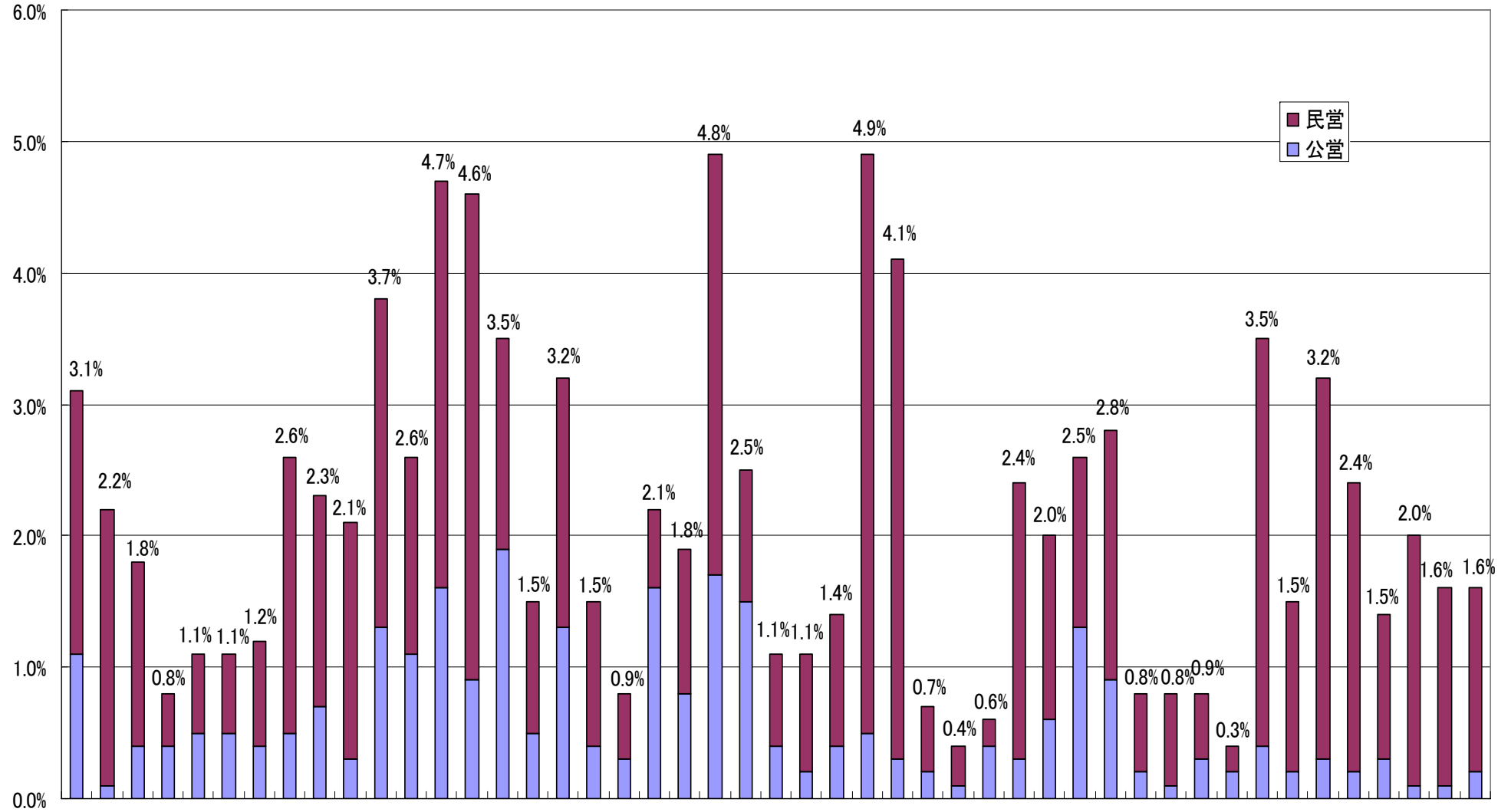
妊婦健診の公費助成の都道府県別実施状況

(平成19年8月現在)



実施割合(%)

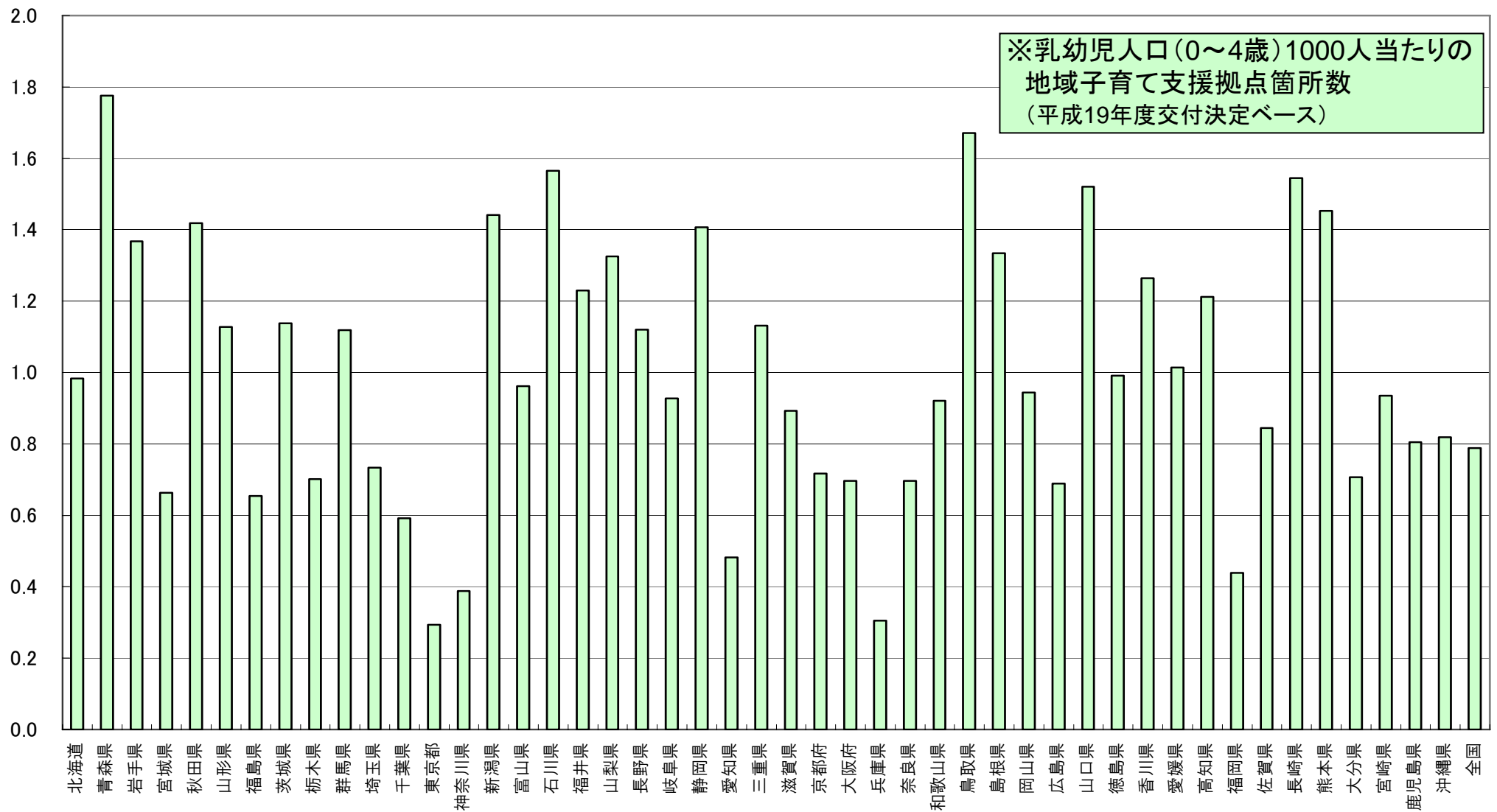
一時保育実施状況【都道府県別(平成19年度)】



北 青 岩 宮 秋 山 福 茨 栃 群 埼 千 東 神 新 富 石 福 山 長 岐 静 愛 三 滋 京 大 兵 奈 和 鳥 島 岡 広 山 徳 香 愛 高 福 佐 長 熊 大 宮 鹿 沖
 海 森 手 城 田 形 島 城 木 馬 玉 葉 京 奈 潟 山 川 井 梨 野 阜 岡 知 重 賀 都 阪 庫 良 歌 取 根 山 島 口 島 川 媛 知 岡 賀 崎 本 分 崎 児 縄
 道 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 都 川 県 県 県 県 県 県 県 県 府 府 県 県 山 県
 県

* 1 実施割合は、一時保育実施保育所数(総数)に占める各都道府県の一時保育実施保育所数の割合である。(平成19年度交付決定ベース)
 * 2 都道府県の実施割合は、その区域内の政令指定都市、中核市に係る実施割合を含んだものである。

地域子育て支援拠点事業の都道府県別実施状況



※各都道府県の乳幼児人口(0~4歳)については平成17年国政調査による。
 ※地域子育て支援拠点箇所数については、平成19年度交付決定ベース。

地域子育て支援拠点事業の運営事例

項目	事例 1 〈一時預かり事業も実施〉	事例 2 〈一時預かり事業も実施〉
実施場所	空き店舗を活用（大都市）	複合（空き）ビルの一室を活用（地方都市）
運営形態	運営主体	NPO法人
	委託等の別	委託
	開所日数・時間	週5日・1日当たり6時間
スタッフの状況	常勤	0名
	非常勤	17名
	無償ボランティア等	10名
	一日に平均的に配置されているスタッフ数	2名
一日の平均利用組数	8組	40組
運営費（18年度）	約430万円	約1,800万円
内訳	人件費	73% (1人平均18万円/年;交通費含む)
	賃貸料	15% (大家の配慮により本来の半額)
	事務費等	12%
収入（18年度）	約430万円	約1,800万円
内訳	市町村からの委託費等	42%（180万円）
	登録料・利用料	35%（150万円） (150万円のうち一時預かり分は4%)
	寄付金	19%（80万円） (NPO法人代表者の個人寄付によるもの)
	他事業収入からの充当	4%（20万円）
（参考：国庫補助基準額）	約436万円	約516万円
運営にあたっての課題	<ul style="list-style-type: none"> ●十分な人件費も払えない状況で、人材が不足している ●20年4月から家賃が満額となり、さらに運営費を圧迫 ●財政基盤が弱く代表者の負担が多い ●一時預かり事業は緊急時の対応のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ●スタッフには実働時間のみ支給、ミーティング・研修部分には支給していない ●ひろば事業は市が後押ししている事業だが、補助金が少なくなれば運営に支障を来す

項目	事例 3 〈学童保育事業も実施〉	事例 4 〈単独のひろば〉
実施場所	空き店舗を活用（大都市）	民間寮の遊休会議室を活用（地方都市）
運営形態	運営主体	NPO法人
	委託等の別	委託
	開所日数・時間	週4日・1日当たり6時間
スタッフの状況	常勤	4名
	非常勤	13名
	無償ボランティア等	0名
	一日に平均的に配置されているスタッフ数	3名
一日の平均利用組数	4.5組	20組
運営費（18年度）	約530万円	約510万円
内訳	人件費	37% (事務局スタッフ(1名)は月5万円程度、他スタッフは時間給;最高で500円)
	賃貸料	50%
	事務費等	13%
収入（18年度）	約530万円	約510万円
内訳	市町村からの委託費等	68%（360万円）
	登録料・利用料	9%（50万円）
	寄付金	18%（95万円） (寄付品をリサイクル販売し運営費に充当)
	他事業収入からの充当	5%（25万円） (主に学童保育の利用料)
（参考：国庫補助基準額）	約356万円	約436万円
運営にあたっての課題	<ul style="list-style-type: none"> ●安定した人材確保のためには、「最低賃金」は絶対条件 ●委託費が低すぎるため、事業拡大し収入を上げていく力が必要 ●認知度が低く、周囲の支援につながりにくかったり、利用促進の妨げになっている ●学童は親の要望により実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●家賃が低廉なため、その分人件費に回している ●地方のひろばのため、研修を受けるにも費用がかさむ ●行政の運営する施設にも出向くがそのスタッフとの兼ね合いが難しい